

## 私と 京都法律

### 「無実の罪を晴らすため再審を目指す」

西岡廣子さんが長生園不明金事件の被疑者として不当逮捕されてから23年、懲役1年執行猶予4年の不当判決が最高裁で確定して17年経ちました。西岡さんとその支援者が語る事件への思いとは――。

(本文は2ページ)



# 京都法律事務所 だより

2023.1 No.109

TEL 075-256-1881

<http://www.kyotolaw.jp/>

特集 長生園不明金事件

無実の罪を晴らすため  
闘い続ける



京都・長生園事件 当事者  
西岡 廣子さん

長生園不明金事件の真相を究明する会  
事務局長 山岡 良右さん  
大西 勇さん  
聞き手 弁護士 福山 和人

長生園不明金事件

長生園不明金事件は1993年3月、京都府南丹市の「社会福祉法人長生園」で、ショートステイ利用者の利用料が6年間に588件約3千万円不明になるという事件。長生園から諭旨解雇を通告、約3千万円を着服・横領したとして園部警察署（現南丹署）に告訴された西岡廣子さんには、警察の取調べで「身に覚えがない」と否認しているにもかかわらず「取ったとも取っていないとも言えない」という供述を強要され、懲役1年執行猶予4年の有罪判決が下されました。

西岡さん…当時私は、長生園の経理を担当していた不明金に気づきました。当時は副施設長が金庫を自由に使える状態でした。私は不明金の真相解明をしようと、京都府や園部警察に相談をするなど、各方面に働きかけをしました。私がこの不明金に全く関わっていないからこそ

自ら真相解明に走り回ったんですが、それがいつの間にか私が不明金を着服・横領したのだということになっていきました。罪のない無実の者をいとも簡単に犯罪者に仕立て上げる警察が今でも許せないです。権力、圧力というのは怖いと思いましたし、こんな目に合うとは夢にも

思っていませんでした。福山…西岡さんは逮捕後も一貫して否認していたわけですが、非常に過酷な取調べが行われ、自白はしていないけれども最終的に「お金を取ったとも取っていないとも言えない」という曖昧な調書を取られてしまいました。加えて、入金台帳について、

西岡さんが書いたことに間違いはないという調書も取られてしまい、2004年に京都の地方裁判所で一審判決があり、有罪判決となりました。その後大阪高裁、最高裁で争い続けましたが、判決が覆されることはありませんでした。この事件で非常に奇妙なのは、当初3千万円の横領と言われていたものが、最終的にはただの1件9万円あまりの横領であると公訴事実そのものが大きく変更されたことです。ほかに、入金台帳について西岡さんが書き換えたこと、書き換えの証拠として筆跡鑑定があると警察は言っていました。結局その筆跡鑑定は出てきませんでした。

山岡さん…長生園の事件ではDNA鑑定に付すような物証があ



りません。目撃者もいない、西岡さんがお金をとらなければならぬ経済事情、動機もない。利用者から受け取った16万6770円から9万8880円をとったとされる不思議な事件で、これが事実なら、他の人と一緒に机を並べて仕事してる中で両替しなければいけないです。とっってしまうなら全額とるなり、10万円だけ抜くなり、自然です。そういうことも裁判で弁護士さんが主張されましたが、裁判官は聴く耳を持たず、取調べに当たった警察官と長生園の職員の見聞を採用しました。我々はこの理不尽なことを許すわけにはいきません。

大西さん…この事件がいかにひどいものであるかということがわかります。私はこの事件の支援を通して、司法制度そのものを改革しない限り冤罪事件の犠牲者はなかなか救われないという思いを強く持っています。

福山…判決後も西岡さんは一貫として1円たりとも着服はしてないと、地元でも街頭宣伝に立たれていて、地域の人たちは西岡さんがとってないということ、ほぼ共通認識になっていきました。それでもあの地域は非常に保守的な風土が根強いところ、そうした背景もあり、この裁判には難しいものがあつたと



西岡さん…素人なので逮捕されても「送検」とか「起訴」とか全然わからなかったです。今こそ賢くなりましたけどね。わからないままに調書に署名をしないと一日が終わらないわけです。ひどい取調べでした。「息子の会社に行って勤められんようにしたる」とか「旦那が脱税してるんちゃうか」とか「税務署に告発して徹底的に叩いたる」とか「家も田んぼも差し押さえるぞ」とか無茶苦茶な取調べを刑事がするわけです。机もバンバン叩くし、パイプ椅子は蹴られるし。主人の出自の話を持ち出して、「長男の縁談をぶち壊してやる」というような脅しもかけられて自白を迫られたこともありました。「とってない」って言っても証拠なんてありませんから、結局は調書に署名するしかないんです。筆跡についても「お前の字に間違いはない、鑑定書がある」と言うのに鑑定書は見せてくれなかった

し、裁判にも出てきませんでした。自分がつけてた台帳だから字を見たらよく似てるし私が書いたんかなって思ってた署名をしたんです。それが命取りとなりました。

**福山**：西岡さんのように無実の罪で苦しむ人たちが多数出た結果、今では取調べでは録音録画をするようになっています。弁護士も否認事件については毎日のように接見に行き、ご本人の気持ち折れてしまわないようにサポートするというのが弁護側のスタンダードになっていきます。逮捕された当初からつらい日々を送られたと思うんですが、ご家族はこの事件について何かおっしゃっていますか。

**西岡さん**：最後までとことん頑張れ、途中でやめたりしたらあかんって言うってくれましたね。冤罪に巻き込まれるのは本当に苦しくて悲しい。つらいことばかりですが、ここまで頑張ってきたのは家族や支援者のおかげです。いろんな方に巡り逢えました。一番の判決を受けてから「一回の判決で落ち込んでどないすんねん」って。「闘い続けたら必ず勝利が来る」って。その言葉はずっと頭の片隅にあります。

**福山**：弁護団の一員としてできる限りのことはしたつもりです

が、西岡さんの嫌疑を晴らして無罪を勝ち取れなかったのは申し訳なかったと改めて思いますが、今後に向けて、再審というお話もありましたけれど、どういふうに動かれていますか。

**山岡さん**：西岡さんを罪に陥れた長生園の元幹部職員は、退職して園に勤めてる人はほとんどいません。お金の授受に関わった方には会えずじまいです。訪問して玄関先で小一時間お話しできた方もいますが、「当時のことは覚えてない」と。だから次は書類を見せて思い出しなから本当のことを話してもらいたいんです。他の人は訪ねても「裁判で話しました、もう話すことはありません」と門前払いです。その人たちが証言を翻してくれたりと思います。人間の良心を信じて働きかける以外ありません。

**福山**：刑事事件の判決は基本的にほとんどの事件が有罪です。判決無罪率が1%以下という中で、検察官がたてた筋書き通りに認定しておけば間違いなという考えになってしまっているんです。本当はやっているのに否認する被告人もなかにはいるわけで、裁判官の発想として「騙されてはならない」ということを意識させられてしまう。無罪判決を出すというのは裁判官に

### 再審に関する法改正

判決は誤らない、となんとなく思い込んでいる方が多いのではないのでしょうか。でも、裁判官も人間です。ときには間違いも犯します。法は、それを前提に、民事でも刑事でも「再審」という裁判のやり直しをする制度を設けています。

ところが、刑事事件の再審については、507条まである刑事訴訟法の中で、たった19条の定めしか在りません。しかも、その内容は、不利益再審が削除された以外は、戦前に定められた条文がそのままの形で残っています。再審についての手続の定めさえ存在しません。その結果、係属した裁判所の裁判官によって進め方は様々となり、やる気のない先例を忖度してそこに手を入れようとしないうちに当たらると、ろくな審理もなされないまま再審請求が葬り去られてしまいます。これまでの大半の再審請求は、このような憂き目に遭わされてきました。

### 改正の中心課題は2つ

たまたま（本来あるべき）真つたな裁判官に当たって、「針の穴にらくだを通す」と例えられるくらい困難な再審開始決定が出されても、検察が異議を申し立てた結果、上級審でひっくり返されることが繰り返されます。名張事件、袴田事件、大崎事件：等々となく聞いたことのある名称ではありませんか。また、再審開始が認められた事件では、ほとんど例外なく訴追側が重要な証拠を隠していました。税金で集めた証拠を、有罪とするには都合が悪いからひたすら隠し続けるのです。これでは、真相は闇の中に葬られ、えん罪被害者が救済されません。日野町事件でも、眠っていた証拠が開示され、その中に捜査官の証拠捏造ともいえるような事実が隠されていました。

### 法改正が必要不可欠

このような現状を正しく変えるには、人（裁判官）頼りでは不可能です。法律を改正しないと変わりません。そのため、日弁連でも、再審に関する法改正の実現を求める取り組みを行っています。国民救済会も、国に対し立法化を求める決議などをあげよう地方議会にはたらきかけを行っているところです。

弁護士 岡根 竜介



とって相当勇気のいることです。しかし、事実は何かと真摯に向き合って、検察官が立てた筋書きに疑いがあるのであれば、「疑わしきは被告人の利益に」という憲法上の原則に従い、無罪判決を出すのが本来のあり方です。少しずつですが、裁判員裁判の導入や取調べの可視化、証拠の開示が制度化されています。そういった積み重ねで、検察官の筋書きが盤石なものではないということが知られつつあります。西岡さんのように冤罪の被害に遭われた方が諦めず訴えてきたことが社会を動かして、少しずつ変化が訪れている。その変化が裁判官の意識にも良い影響を与えてくれたらと期待しています。

**西岡さん**：京都法律事務所の方には二回目の公判からお世話になっていきます。もっと早く巡り合えていればとも思います。先生方に巡り合えたお陰で長い裁判を闘いぬけたと感謝しています。

困ったときに **お気軽** にご相談

ホーム・ロイヤーを

(かかりつけ弁護士)

ご利用ください

弁護士に依頼した事件は終わったけれど、その後何かトラブルがあったらどうしよう… ほかに何か聞きたいことができたときも、気軽に聞いていいのかしら？そんなお悩みはありませんか。

京都法律事務所では、困ったときにいつでも頼っていただけるよう、個人との法律顧問契約＝「ホーム・ロイヤー（かかりつけ弁護士）」の制度を設けています。お気軽にお問い合わせください。

# 新年の抱負を語る

9名の弁護士が日々の業務を振り返りながら、思いを新たに、今年1年の抱負を語りました。

## 依頼者に寄り添って



弁護士 佐藤 雄一郎

京都弁護士会の委員会やNP  
O法人京都面会交流ひろばの見  
学にうかがいました。別居して  
いる親子の面会交流をサポート  
している団体で、お寺の敷地内  
の小さな建物で運営されていま  
す。利用希望が多いけれど体制  
が追いつかないとのこと。公的

支援を充実させてほしいと思  
いました。私自身が年を重ねたせ  
いか、面会交流をはじめお子様  
のことでご相談を受けることが  
以前よりも増えてきました。今  
年も依頼者の方に寄り添いなが  
ら活動していきたいと思いま  
す。



弁護士 津島 理恵

## 自分に出来ることを



弁護士 金杉 美和

昨年、気象温暖化の講演をお  
聞きする機会がありました。私  
自身、地球温暖化というスケ  
ールの大きな話で、差し迫った  
危機として捉えることが出来て  
きませんでした。ただ、現実  
には、昨年日本でも季節外れの異  
常な暑さなど、「100年に1  
度」と言われるような現象がい

ろいろ起こっており、海外では  
パキスタンで国土の3分の1が  
水没する事態が起きました。10  
年、20年の単位で二酸化炭素排  
出量を大幅に削減しないと後戻  
りできない状況に陥ってしまう  
とのこと。身近なところから自  
分に出来ることを心掛けていき  
たいです。



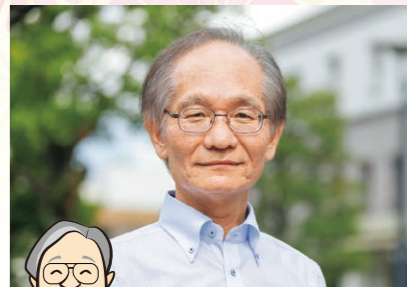
弁護士 黒澤 誠司

## 濃密な一年に

私も弁護士になって早3年…。  
やばいくらい早く時間が過ぎて  
いきます。もう新人弁護士とか  
何とか言っていられなくなり、  
自分より期が下の後輩たちがど  
んどん弁護士として社会に出  
て来ている。  
基本、お兄さん体質の私とし  
ては、可愛い後輩達にはちよっ

といい顔をしたかったので、「この  
人、結構凄いや！」とか言われ  
たい！そのため、弁護士として  
の姿勢も然る事ながら、事件処  
理における技量を今年もぐんぐ  
ん高めていく濃密な一年にした  
いなと思えます（コロナ対策と  
しては密は避けます）。

## 健康って大事



弁護士 小笠原 伸児

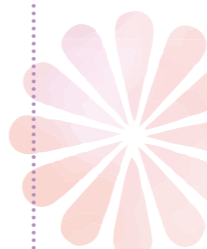
原因不明の高熱、検査入院  
コロナ陽性、階段転落による負  
傷など、何かと業務にも穴を空  
けてしまうような不健康な1年  
を過ごしてしまいました。健康  
って大事なな、と改めて実感。  
たるみきつた体をぼちぼち鍛え  
直しながら、公私共々1年を乗

## これからも努力して

依頼者や個人顧問先の方から  
のご紹介による法律相談や依頼  
事件が増えてまいりました。相  
手方関係者のご紹介で依頼を受  
けている案件もあります。30  
数年の経験を活かして相談者や  
依頼者の要望に応えられるよう  
努力したいです。また、両親を

失った体験からのこの大事さ  
を痛感しましたし、憲法9条の  
掲げる平和主義を尊重していま  
すので、戦争国家化と大軍拡を  
推し進めている今の政治のやり  
方には絶対反対です。本年も  
どうぞ宜しくお願い致します。

## 超絶多忙な日々も懐かしく



弁護士 岡根 竜介

京都弁護士会の2022年度  
副会長をしています。任期は1  
年なので、ニュースができる頃  
には残すところ4分の1、のはず。  
そしてもう一つ、2020年  
6月から始まった法務省の検討  
会が、2021年10月には法制  
審議会刑事法（性犯罪関係）部  
会に場所を移し、日弁連刑弁七

ンター推薦の幹事として審議に  
参加しています。こちらもいよ  
いよ大詰め段階です。  
これほど時の過ぎるのを速く  
感じた年は、いまだかつてあり  
ません。後で振り返ってみれば、  
この超絶多忙な日々も懐かしく  
感じるんだろうな。心身の健康  
に留意して、走り抜けます！

わたしの  
好きなもの  
My favorite things

私が好きなものは「野球」です。野球とは縁の無い人生を送ってきた私ですが、小学5年生の長男が2年生の12月に突然「野球やりたい。」と言い出しました。幸いにも近所の上級生が少年野球チームに入っていたので、そこをご家庭に相談したところ、あっという間に体験に連れて行かれ、年明けには入部の運びとなりました。

しかし、入部して早々に新型コロナウイルスが流行、緊急事態宣言が発令されました。学校も休校、野球チームの活動も休止となりました。学校が再開されても行事はほぼ中止、給食は黙食、マスクに手洗い、感染者ができれば学級閉鎖にPCR検査と、親も子どもも閉塞感と不安の日々でしたが、週末は広いグラウンドで仲間と野球が出来ること、そしてチームの保護者との繋がりに、どれだけ助けられたかわかりません。

野球のルールもわからなかった私ですが、今ではスコアも書けるようになり、プロ野球や高校野球の試合も楽しみに観るようになりました。息子は今年6年生、最後の学年です。仲間と笑顔で野球をしている子どもの姿を間近で見ることが出来るのもあと少し。心ゆくまで楽しみたいと思います。

(事務局 松井 桜子)



身近な法律

マ×知識

不要な土地を  
国へ「どうぞ!？」

「父名義の山林があるらしいんだけど、どこにあるかも分からない。要らないので放棄したい。」そんなご相談を受けることがあります。これまでは「土地の所有権は、残念ながら放棄できないんです。誰かにあげる(贈与)か、売る(売買)か、相続自体を3ヶ月以内に放棄するかしか対策はありません。」という回答でしたが、2023年4月27日から施行される「相続土地国庫帰属法」により、不要な土地を国庫に帰属させることができますようになります。ただし、どんな土地でも無

償で引き取ってもらえる訳ではありません。まずは相続などにより土地を取得した人(共有の場合は共有者全員での申請が必要)が、法務局に承認申請をします。「通常の管理又は処分をするに当たり過分の費用または労力を要する土地」、例えば建物が建っていたり、土壌汚染がある土地は認められません。審査の上承認されると、10年分の土地管理費相当額の負担金を納付して初めて国庫に帰属することになります。

弁護士 金杉 美和



弁護士 吉田 美喜夫

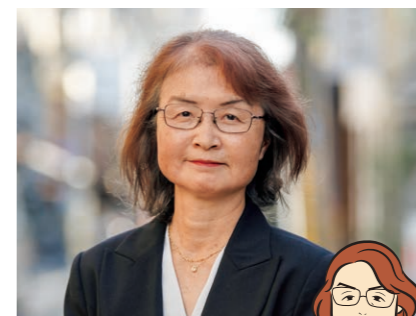


**今こそ団結の力を**  
近年、労働相談でハラスメントの事案が多い。職場がゆとりを失っているせいであろう。1999年にILOがディーセント・ワーク(働き甲斐のある人間らしい仕事)の理念を提唱してから、ずいぶん時間が経つが、いまだに実現していない。この理念とおりの働き方は自然に生まれるわけではな

い。団結の力が頼りである。この点で、労働組合を結成する法的要件の厳しいアメリカで、アマゾンなどの労働者が労働組合を結成したことが注目される。日本では2人集まるだけで労働組合は結成できる。今年も、労働基本権の行使を応援して行きたい。

「なのにあなたは京都に行くの、京都の街はそれほどいいの、この私の愛よりも」…これは1970年代に流行したチェリッシュの歌。当時、京都という古都に憧れる若者は多かった。ところが、今や京都市では、女性一人が生産に産む子どもの数は1.17となり、人口減少数全国1位である。公共交

通機関の料金の高額さにとどまらず、ホテルが乱立して地価が高騰し、とにかく住居費が高い。生活できない街になっている。それに対する京都市の施策が「高さ規制の緩和」とは、あきれられるばかり。若者にも高齢者にも優しい、そして誰もが憧れる街、京都にしていきたい。



弁護士 村松 いづみ



弁護士 福山 和人

**初めての道**  
2022年10月に前任の小笠原さんからバトンを受けて、自由法曹団京都支部の幹事長に就任しました。歴代幹事長は錚々たるレジエントばかりで、その末席に名を連ねるのは大変身が縮まる思いですが、普通のおっさん流に自然体でやっていこうと思います。いつ

も同じことをやるのは脳の老化を招くそうです。そう聞いて、毎日の自転車通勤の際に、違う道を通るように心がけています。住み慣れた町でも意外と初めての道ってあるもので、新しい発見があるとうれしくなります。道草と遠回りばかりですが、これも性分かな？

戦争と平和、憲法9条

ロシアのウクライナへの軍事侵攻にともなう凄惨な報道が続いています。このような非常に深刻で大きな事態の前に思考がとまりそうになります。2022年2月初旬に京都弁護士会で拝聴した宇野重規教授の「民主主義って何？」のご講演を思い出しました。民主主義は永久に完成することのない理念であって、市民が社会について考え政治に参加していくことが大切だとお話されていました。軍事侵攻をとめるために国際的な外交努力がなされています。軍事侵攻に抗議する声明・意見が次々と出され、平和を求める行動がとられ、国際的な世論が政治・外交をしっかりと支えています。そして、声明・意見、平和行動の背後には、たくさんの市民の思いがあります。

平和なくして人間の自由と生存は成り立たちません。

憲法9条をめぐる立場を異にする見解が複数ありますが、第二次世界大戦という悲惨な経験を繰り返したくない、戦争はしたくない、という思いは、多くの人が共有しているのではないのでしょうか。人間が過ちをおかす存在であるからこそ、日本国憲法には、国家権力を制限することによって、平和を実現し人権を保障すると定められました。ロシアによる軍事侵攻を機に、「敵基地攻撃能力」（反撃能力）の保有や抑止力について議論がされていますが、憲法の根本が忘れられてはならないと思います。

（弁護士 津島 理恵）

Love Letter to 5/3

おすすめの



ジャンプコミックス

『SPY×FAMILY 10』

遠藤達哉 著  
(集英社)

私が今回推薦する本は、SPY×FAMILY 10巻です。そう、漫画です。

SPY×FAMILYは娯楽本としても勿論面白いですが、戦争を止めるために諜報活動を行うというのが主人公「黄昏」の目的でもあります。最新巻は、「黄昏」がスパイとなった経緯が描かれており、戦争により家族・友人を失っていく悲惨さをリアルに感じ取れるものとなっております。短い内容ながら戦争について考えさせられるものとなっております。是非、お子さんと一緒に読んで、戦争について考えてみてはいかがでしょうか。

（弁護士 佐藤雄一郎）



194頁  
2022年10月4日発売  
価格 528円(税込)

ご相談はお気軽に。まずは面談日をご予約ください。

お電話で  
ご予約 **075-256-1881**

平日 10:00~19:00  
土曜 10:00~12:00  
(第2土曜を除く)

受付  
平日 9:00~18:00  
土曜 9:00~13:00  
(第2土曜を除く)

ホームページから **京都法律事務所** 検索

24時間受付。ご相談申込フォームからお申込ください。当日もしくは翌開所日に、折り返しお電話にてご連絡いたします。



携帯サイトへのアクセスは左のQRコードをご利用ください。  
<https://www.kyotolaw.jp/m/>

法テラスの制度も利用できます。



ともに考え、ともに歩む  
**京都法律事務所**

Kyoto Law Office

〒604-0981 京都市中京区御幸町通丸太町下ル御幸町ビル5階  
TEL 075-256-1881 FAX 075-231-8506  
<https://www.kyotolaw.jp/>

相談から依頼までの流れ

- ①まずはお電話を ホームページの相談申込フォームをご利用の場合は当事務所からご連絡いたします。
- ②面談日時をご予約 ご希望の日時、簡単なご相談内容、お名前、ご連絡先をお伝えください。
- ③ご予約の日時に事務所へ ご相談内容に関する資料などがあれば、できるだけお持ちください。
- ④弁護士と面談 初回相談時間は原則30分です。ご相談料は、30分2,750円です。
- ⑤ご依頼受付・問題解決へ 処理方針や弁護士費用のご説明をします。ご納得いただければ、契約書を作成し、事件処理を開始いたします。



- お車でお越しの際は付近のコインパーキングをご利用ください
- 地下鉄丸太町線：「丸太町」で下車、①③⑤の番出口、徒歩10分

キ リ ト リ

お知り合いに法律問題で困っている方がおられましたら、このカードをお渡しください

ご相談者のお名前	お電話番号
ご紹介者のお名前	お電話番号
当事務所とのつながり(団体名など)	

ご紹介カード

このカードをご持参の方は、初回相談を無料とさせていただきます

※必ず事前にご予約ください